

平成 23 年 6 月 3 日
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
(カーディフ損害保険会社)

東日本大震災により被害を受けられた皆さまへ

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
当社では、この度の地震により被害を受けられた皆さまに対して、以下の通り、特別措置を実施させていただきます。

1. 保険金等のお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

2. 天災危険補償特約、自然災害による臨時費用補償特約付傷害保険金のお取扱いについて

このたびの地震に伴い、傷害保険の各種保険金の「保険金を支払う場合」に該当されたときのお取扱いは以下のとおりです。

保険金の種類	お支払対象の可否
死亡保険金	保険金のお支払の対象になります。
後遺障害保険金	
入院保険金・手術保険金	
自然災害における臨時費用 保険金	

※傷害保険に関する詳細はこちらをクリックしてご覧ください。

3. 就業不能信用費用保険および失業信用費用保険のお取扱いについて

「地震・噴火または津波」による就業不能または失業につきましては、お支払の対象外としておりますが、今回はこれを適用せず、お支払いの対象とします。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

カーディフ損害保険会社 お客様相談室
TEL : 0120-583-205 (フリーダイヤル)
受付時間 : 9:00~18:00 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)